

国際会計基準の受け入れに関する アメリカの動向と今後の課題

杉本 徳栄
関西学院大学

要 旨

会計基準の国際的収斂に対するアメリカの取り組みは、①「会計基準設定主体系統：財務会計基準審議会（FASB）－国際会計基準審議会（IASB）」、②「証券規制当局系統：証券取引委員会（SEC）－ヨーロッパ証券規制当局委員会（CESR）」および③「国家（地域）系統：アメリカ－欧州連合（EU）」の3層構造で展開されている。しかも、この階層構造には、各層が相互に連携しながら「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」の構築を目指す特性がある。

アメリカ資本市場の競争力維持・向上のための各種報告書は、会計基準の国際的収斂に関わる提言を盛り込んでいるが、競争力の低下は外国民間発行体に対する調整表作成・開示要件などの規制コストの増加などにも原因があるという。このような動向のもとで、SEC は外国民間発行体への「IASB による英語版国際財務報告基準（IFRSs）」の受け入れと、その際の調整表作成・開示要件の撤廃を決定した。

調整表作成・開示要件という規制コストとアメリカ資本市場への上場からのベネフィットに関する最近の研究成果や、アメリカの投資家等の見解を集約すると、IFRSs を受け入れる方向性には賛意を示しつつも、現段階の調整表作成・開示要件の撤廃には難色を示すものとなる。今後は、IFRSs 利用に伴うコスト問題や IFRSs 教育問題の解消にも取り組む必要がある。

1. はじめに

アメリカ証券取引委員会 (SEC) は、2007年11月15日に、アメリカ以外の外国民間発行体に「国際会計基準審議会 (IASB) による英語版国際財務報告基準 (IFRSs。国際会計基準 (IAS) を含む)」の受け入れとその際に調整表作成・開示要件を課さないことをコミッショナー4名の全会一致で決定し、この日以降終了する会計年度より適用を開始した (SEC [2008])。「IASB による英語版 IFRSs」の受け入れについて、SEC はアメリカの発行体にも容認する可能性について取りまとめたコンセプト・リリース (概念通牒：SEC [2007 d]) も公表し、その受け入れをめぐる現在、協議が進められている。

会計基準の国際的収斂ないし統一に向けた「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」の構築への取り組みのなかで、現段階では「IASB による英語版 IFRSs」の受け入れは外国民間発行体に限るものであるものの、この決定はアメリカの会計基準 (「アメリカの一般に認められた会計原則」 (U.S. GAAP)) や開示に関わる規制のなかできわめて画期的な決定であり、会計基準の国際的収斂を加速化させる働きもある。

本稿では、アメリカにおける会計基準の国際的収斂活動の特性について明らかにするために、「IASB による英語版 IFRSs」の受け入れと調整表作成・開示要件の撤廃に関わる

各種取り組みやその動向について整理し、検討を行なう。また、会計基準の国際的収斂を積極的に推進する各種提言をもとに、今般の SEC による調整表作成・開示要件の撤廃について検討するとともに、IFRSs 受け入れの重要な決定要因をも形成する会計基準の品質問題などについて取り上げ、アメリカの IFRSs 受け入れをめぐる課題について論じてみたい。

2. アメリカによる会計基準の国際的収斂活動の階層構造

IFRSs が大きく変革して、事実上、グローバルな会計基準としての地位が与えられ始めたのは、2002年10月からである。財務会計基準審議会 (FASB) と IASB が、国内とクロス・ボーダーでの財務報告において利用可能な、高品質で互換性のある会計基準の開発に合意した、「覚書：ノーワーク合意」 (FASB [2002]) の締結が跳躍台となったと言ってよい。

この合意締結の背景には、両審議会に会計基準間の差異を極力解消する短期的解決策を練る交渉の席につくように促した、SEC の存在がある (杉本 [2006], 12 頁)。この事実ひとつを取っても、アメリカにおける「一組の高品質でグローバルに認められた会計基準」の形成ないし IFRSs の受け入れは政治的色彩が濃く、しかも国益をも伴う利害関係から、おのずと長期的目標となることを理解できるだろう。

これまでのアメリカにおける IFRSs の受

¹⁾ SEC のコミッショナーは5名で構成され、大統領と同じ政党に属するコミッショナーから SEC 委員長が選出される。国際通で、証券取引所の再編に対応した IFRSs の導入に尽力した Campos コミッショナー (民主党) が2007年9月18日に SEC コミッショナーの任を辞したため、コミッショナーは1席空席のまま4名体制で運営されていた。なお、Nazareth コミッショナー (民主党) も2008年1月31日に SEC コミッショナーを辞しており、2008年2月初め現在、3名体制 (いずれも共和党) となっている。

け入れに関わる主たる動向を整理してみると、ひとつの特徴を見出すことができる。アメリカにおける会計基準の国際的収斂活動が、①「会計基準設定主体系統：FASB-IASB」、②「証券規制当局系統：SEC-ヨーロッパ証券規制当局委員会（CESR）」および③「国家（地域）系統：アメリカ-欧州連合（EU）」という、3層から成る階層構造を形成している事実である。

(1) 会計基準設定主体系統：FASB-IASB

会計基準設定主体系統とは、U.S. GAAPとIFRSsの各会計基準設定主体であるFASBとIASBが展開する、会計基準の国際的収斂に関わる諸活動を捉えて範疇化したものである。先の「覚書：ノーウォーク合意」やその後の「覚書」（FASB [2006]）こそが、この会計基準設定主体系統による具体的活動である。後者の「覚書」は、「覚書：ノーウォーク合意」の進捗状況の確認を踏まえて、2006年から2008年までのFASBとIASBによる両会計基準の国際的収斂に向けたロードマップをまとめたものであり、いわゆる「第2次ノーウォーク合意」として位置づけられている。

「覚書」は、国際的収斂の方針のもとで、①短期収斂項目と②その他の共同プロジェクトから成る検討項目を個別具体的に明示している。短期収斂項目のなかで、FASBは公正価値オプション、投資不動産、研究開発費および後発事象を、またIASBは借入費用、政府補助金、ジョイント・ベンチャーおよびセグメント報告をそれぞれ主体的に検討し、減損と法人所得税を共同で検討する。その他の共同プロジェクトには、企業結合、連結、公正価値測定の方針、業績報告、退職後給付、

収益認識、金融商品、無形資産およびリースなどが対象項目にあげられており、たとえば企業結合のように、すでに会計基準化の段階に達しているものもある。

会計基準設定主体系統：FASB-IASBの範疇は、活動成果の合意が直接的に国際的に収斂した会計基準と化すところに特性がある。

(2) 証券規制当局系統：SEC-CESR

証券取引所を単独または一国（一地域）での上場企業数と取引量のいずれの見地から捉えても、アメリカとEUは世界の二大証券市場である。証券規制当局系統は、投資家保護の目的を果たすために、SECとCESRの各証券規制当局が開示主義に基づく財務報告システムの規制を通じて展開する、会計基準の国際的収斂に関わる諸活動を捉えて範疇化したものである。

この証券規制当局系統による具体的活動には、まずSECの主任会計士（当時）によるいわゆる「ロードマップ」（「SEC調整表作成・開示要件の撤廃勧告のロードマップ」：Nicolaisen [2005]）の公表（2005年4月）と二代に及ぶSEC委員長によるその支持表明（2005年4月、12月）、CESRによる第三国の会計基準の同源性評価（「概念ペーパー最終版」（2005年）や「同源性評価に関する技術的助言に関する最終報告書」（2005年）など）およびSECとCESRによる財務報告に焦点を当てた「SEC-CESR共同作業計画」（SEC [2006]）²⁾などがある。もちろん、本稿冒頭で取り上げた、外国民間発行体に対するIFRSsの受け入れと調整表作成・開示要件の撤廃やアメリカの発行体に対するIFRSsの受け入れに関わる、SECによる円卓討論を含む一連の規制動向（SEC [2007 a], SEC [2007 c], SEC [2007 d],

SEC [2007 e], SEC [2007 f], SEC [2008]) のすべてが、当該系統に属する活動である。

これら証券規制当局系統の活動は、2005年の「ロードマップ」の公表を契機としてより具現化しているが、アメリカにおけるIASないしIFRSsの受け入れを模索する先駆的活動は、SECが2000年2月に公表したコンセプト・リリース「国際会計基準」(SEC [2000])に辿り着く。確かにIFRSsが重視される契機は「覚書：ノーワーク合意」にあったが、SEC [2000]は、アメリカでの当時のIASの受け入れの可能性等を模索したという意味では、その意義は大きい。³⁾

証券規制当局系統：SEC-CESRの範疇は、会計基準の品質や会計情報の有用性などを踏まえた各管轄における開示規制のあり方を通じて、会計基準の国際的収斂を図るところに特性がある。

(3) 国家(地域)系統：アメリカ-EU

アメリカとEUは、「アメリカ-欧州共同体(EC)共同宣言」(1990年)を基盤に据えた「アメリカ-EUサミット」を通じて、大西洋をまたぐ経済統合を促進してきた。経済統合の柱でもある資本市場を統合する過程で、会計基準の重要性が認識され、とくに

「2005年アメリカ-EUサミット」で初めて会計基準の国際的収斂が取り上げられた(杉本 [2007], 47頁)。アメリカとEUの両首脳が展開する会計基準の国際的収斂に関わる諸活動を捉えて、国家(地域)系統として範疇化しうる。

国家(地域)系統による会計基準の国際的収斂活動は「アメリカ-EUサミット」が基本であるが、たとえば「2007年アメリカ-EUサミット」で両首脳が合意し、署名した「アメリカとEU間の大西洋経済統合推進のためのフレームワーク」によって具体的な内容を見出せる(杉本 [2007], 44-46頁)。というのも、このフレームワークの付属文書2の①ライトハウス(指針ともなる)優先プロジェクトや②強力作業プログラムにおいて、金融市場と会計基準の関わりについて「U.S. GAAPとIFRSを2009年までに、もしくはそれよりもできる限り早期に、〔アメリカとEUの：引用者〕両管轄で調整表の作成・開示を必要とすることなく正式に承認するための条件を促進すること」(Whitehouse [2007], Annex 6)を明示しているからである。この工程は、2005年のSECの「ロードマップ」に符合するものであり、政治的交渉結果に裏打ちされたことになる。

元来、SECはSEC規則などの新たな規制

²⁾ この共同作業計画には、①国際的に活躍する発行体によるIFRSsとU.S. GAAPの利用、②財務報告と開示の現代化の課題および③リスクマネジメント実務の議論の課題があり、また次の4つの共同作業計画の目標を示している。①高品質な会計基準の開発の促進、②世界中でIFRSsの高品質で首尾一貫した適用の促進、③IFRSsが原則主義による会計基準であることを踏まえた、適用と基準書の採択に関する各国の立場の配慮および④IFRSsとU.S. GAAPの適用に関する規制上の決定のコンフリクトの回避である。

³⁾ SEC [2000]は、外国民間発行体のIAS準拠による財務諸表の容認に関わる4つの代替案を提示している。代替案は、①現行の調整表作成・開示要件の継続適用、②一部のIASを承認して調整表作成・開示要件を部分的に適用、③IAS準拠の財務諸表を容認するが、U.S. GAAPとSECを通じて補足情報の注記開示並びに高品質の財務諸表の表示の維持を要求および④IASの全面的承認による調整表作成・開示要件の完全撤廃から構成される。寄せられたコメント・レターの分析などから、杉本 [2001]では、早晚、SECは調整表作成・開示要件を撤廃することになるとの結論を提示した。

を展開する際に、事前予告を通常は行なわない。しかし、「2007年アメリカ-EUサミット」開催時に、夏頃までにSEC規則案等の公表に関する事前予告（SEC [2007 b]）を行なった⁴⁾。これはまさに、会計基準の国際的収斂活動に関わる国家（地域）系統から証券規制当局系統への階層構造間の連携事例であり、3層から成る階層構造の各組織などの役割や機能をもとにして、階層間で重層的に展開されることを意味するものである。

国家（地域）系統：アメリカ-EUの範疇は、両首脳による政治的交渉の結実ないし帰結効果を証券規制当局等の諸活動へ結び付け、会計基準の国際的収斂を図らしめるところに特性がある。

3. アメリカ資本市場の競争力維持・向上のための提言

会計基準設定主体系統や証券規制当局系統に限らず、国家（地域）系統でも会計基準の国際的諸活動が展開され、とくに「2005年アメリカ-EUサミット」以降、会計基準の国際的収斂に関わる提言も盛り込まれた。会計基準の国際的収斂は、経済的見地だけではなく政策論や政治的見地からも最重要視されてきたわけであるが、2006年から2007年にかけて公表された次の3つの組織による各報告書も、会計基準の国際的収斂を重要な要因として取り扱った提言を行なっており、看過できない。

① Scot（ハーバード大学）・Hubbard（コロンビア大学）・Thornton（ブルッキングス研究所）「資本市場規制に関する委員会」中間報告書（Committee on Capital Markets Regulation [2006]）

（2006年11月30日）

② Bloomberg（ニューヨーク市長）・Schumer（上院議員）「ニューヨークとアメリカのグローバル金融サービスのリーダーシップの維持」報告書（Schumer and Bloomberg [2007]）（2007年1月22日）

③ アメリカ商工会議所「21世紀のアメリカ資本市場規制に関する委員会」報告書（U.S. Chamber of Commerce [2007]）（2007年3月）

これら3報告書が公表された背景には、Paulson アメリカ財務長官によるイニシアティブがある。アメリカ資本市場の競争力維持・向上のために、投資家保護を図りつつ規制コストを最小化する必要性を説いたニューヨークでのスピーチ（2006年11月20日）や、アメリカ資本市場に世界最強の革新性を維持する方策を議論したジョージタウン大学での資本市場競争力に関する会議の主催と開会時のスピーチ（2007年3月13日）が、各種組織による検討を促した直接的要因である。「資本市場規制に関する委員会」は、資本市場規制について政策提言する目的で形成された超党派委員会である。この委員会による中間報告書のCommittee on Capital Markets Regulation [2006]は、大統領金融市場ワーキンググループが陣頭指揮を執って国際間、当局間の協力強化と規制の調和を促進するために、当該中間報告書での提言を検討することを要請したものである。この中間報告書は5つのセクションから構成されており、とくにSECの規則プロセスの改革によって規制コストを低下できるという認識に基づいた提言が行なわれている。

⁴⁾ 当該サミットにSECのCox委員長は同席している。

第二の報告書の Schumer and Bloomberg [2007] は、ニューヨーク証券取引所 (NYSE) が世界の金融センターとしての地位を喪失するとの懸念から、Bloomberg NY 市長と Schumer 上院議員 (民主党) がマッキンゼーに作成委託したものである。マッキンゼー報告書の別称を有する所以であるが、その作成にはニューヨーク市経済開発公社が協力している。この報告書では、アメリカの金融資本市場の競争力の維持・向上のための8つの提言が行なわれているが、重要な短期的優先課題に関する3提言「競争条件を同等にするための課題」のなかで、提言5「調整表なしでの IFRSs の受け入れと会計・監査基準の国際的収斂の促進」が会計基準等に関わるものである。

アメリカ商工会議所は、2006年12月に21世紀のアメリカ資本市場法制のあり方について政策提言するための委員会を設置し、翌年3月にその検討成果としての U.S. Chamber of Commerce [2007] を公表した。「グローバル市場のなかのアメリカ資本市場」のテーマのもとで、会計基準の国際的収斂、監査基準の国際的収斂および調整表作成・開示要件の撤廃を謳っている。

いずれの報告書も、アメリカ資本市場の競争力維持・向上のための提言を表明したことに特徴があるが、その提言の拠り所としての因果関係も共通している。つまり、過剰規制に伴う規制コストの増大が、アメリカ資本市場の競争力の低下を招いたと捉えたところに共通の認識がある。

4. アメリカ資本市場のコスト・ベネフィット問題

ここに、アメリカ資本市場の競争力維持・向上を目指す「競争力回復派」と、依然とし

て規制による投資家保護の必要性は高いとする「投資家保護派」との対立構図 (日本経済新聞 [2007]) が浮かび上がる。この構図をより鮮明にした競争力回復派の規制緩和論は、会計基準のあり方が大きく関わっている。

①「会計基準の国際的収斂」と②「準拠基準として IFRSs 等を採用した際の調整表作成・開示要件の撤廃」から成るアメリカ資本市場の競争力維持・向上のための提言は、規制コストの低減効果への期待を含蓄するものである。そうだとすれば、この提言の妥当性を裏打ちするためには、これに関わるコスト・ベネフィット問題の検証が問われる。アメリカ資本市場での規制コストと上場に伴うベネフィットの関係やその実態を捉える必要がある。

外国企業の新規上場数の低下や上場廃止数の増加こそ、アメリカ資本市場の競争力の低下を示す現象とも解しうる。アメリカでの届出にあたって、新規参入する外国企業や外国民間発行体に対する調整表作成・開示要件は、規制コストと化す。この規制コストを十分に相殺しうるベネフィットをアメリカ資本市場への上場から得られるかが問われる。

Lang, Raedy, and Yetman [2003] は、会計基準が類似するカナダの企業を除き、1990年から2001年までにアメリカの証券市場にクロス上場した企業をサンプルとして、一般的に厳格な開示規制が付加されるアメリカ市場へのクロス上場の意思決定が、自国の市場で報告された会計データとの差異に関連があるか否かなどについて検討している。この検討には、クロス上場していない企業のコントロール・サンプルとの対比も加味されている。

分析結果は、アメリカの証券取引所へのクロス上場に固有の特質を見出すものとなった。

つまり、クロス上場企業には、利益管理 (earnings management) の点では積極的ではなく、利益等の会計データを保守的に報告し、バッド・ニュースをどうにかタイムリーに伝達し、しかも利益の価値関連性は高いという特性があることを明らかにしている。

また、Lins, Strickland, and Zenner [2005] の問題意識は、アメリカ預託証券 (ADR) での上場後、資本へのアクセス (利用可能性) が高まるベネフィットがもたらされるか否かにある。とくに、このベネフィットが、外国の資本市場へのアクセスが制限を受けると考えられる新興成長市場の企業から生じるか否かに関心を寄せている。これを検証するために彼らが採った方法論は、①アメリカ以外の企業のアメリカ上場が、自国で生み出すキャッシュ・フローへの依存を縮小するか否かを検討し、ADR 上場のベネフィットについて検定する、②資本へのアクセスが高まることは、上場を決定する際の要因であることを企業が表明しているかどうか、当該企業の財務諸表等を念入りに調べる、および③ ADR 上場前後 4 年の資本調達頻度とレベルを明らかにするというものである。サンプルは、1986 年から 1996 年までの NYSE と NASDAQ にレベル II または III の ADR で上場した企業である。

第一の方法論の検定を通じて、新興成長市場からの企業は、外国の資本市場へのアクセスが高まることで、アメリカ上場でベネフィットを得ていることを見出している。この結果の頑健性を確認したのが、第二の方法論による調査である。それによると、追加的な資本支出の資金調達のために外国の資本を必要とすることや、十分に外国の資本を調達する能力に対する関心についてはっきりと表明していることだけではなく、新興成長市場の企

業が先進の市場の企業よりも頻繁に資本の必要性について明示していることを見出している。また、アクセスに関するデータを用いる第三の方法論によって、ADR 上場後に国際資本市場へのアクセスが増加する傾向にあることも明らかにした。

要するに、Lins, Strickland, and Zenner [2005] の結論は、外国の資本市場へのアクセスが増加することは、新興成長市場の企業にとってはアメリカ資本市場へ上場することからの重要なベネフィットであるが、先進の市場の企業にとってはそうでもないという、二項対立的なものとなる。

アメリカの証券取引所の競争力や魅力の喪失問題について真正面から検討した最近の研究のひとつに、Doidge, Karolyi, and Stulz [2007] がある。

Doidge, Karolyi, and Stulz [2007] は、1990 年から 2005 年までのアメリカの証券取引所 (AMEX, NASDAQ および NYSE) とロンドン証券取引所へのクロス上場企業をサンプルとした各種回帰分析により、アメリカの証券取引所に上場する企業には「上場プレミアム」があるが、ロンドン証券取引所への上場企業にはそれがまったくないことを見出す。この上場プレミアムの頑健性は、時系列的にも検証されている。

また、アメリカの証券取引所へのクロス上場は、当該企業に自国と外国での資本調達活動を高める効果があるのに対して、ロンドン証券取引所へのクロス上場にはこの効果がないことも判明した。ここで明らかにされた証拠は、クロス上場に関する研究で重要視する「ガバナンス・ベネフィット」があるという理論に合致する。つまり、アメリカの証券取引所へのクロス上場企業は、アメリカの証券法や規制および SEC の規制上の監視や強制

などの規制環境の選択からベネフィットが得られるのである。このベネフィットは、サーベインズ・オックスリー法 (SOX 法) の施行後も損なわれておらず、またロンドン証券取引所への上場からは得られないという。

以上の研究結果によれば、アメリカ資本市場への上場は発行体の資本へのアクセスを高め、投資家保護を増強するなどのベネフィットをもたらすと捉えることができる。

5. 調整表作成・開示要件の撤廃と会計基準の品質

アメリカの IFRSs の受け入れや調整表作成・開示要件の撤廃には、会計基準の品質が繰り返し問われてきた。つまり、U.S. GAAP と IFRSs による情報の同等性や比較可能性などについて検証する必要があり、またアメリカの投資家の意思決定有用性を担保しうる IFRSs から U.S. GAAP への調整表の説明力や価値関連性について明らかにしなければならない。

この問題に関わる最近の研究成果は、U.S. GAAP と IFRSs には重要な差異があり、アメリカの投資家にとって IFRSs から U.S. GAAP への調整表は価値関連性があり、しかも U.S. GAAP を選好することを示している。

たとえば、Henry, Lin, and Yang [2007] は、アメリカの市場に上場し、Form 20-F を届け出ている EU 企業 83 社の 2004 年と 2005 年の IFRSs から U.S. GAAP への調整表をサンプルとして、とくに両会計基準の純利益と株主持分の差異の重要性について検討した。その分析結果は、IFRSs と U.S. GAAP の純利益と株主持分には重大な差異があり、以前の類似研究の結果と比較した場合、会計基準の国際的収斂活動に反してその

差異規模は拡大しているというものであった。とくに調整頻度の高い項目は、年金コストと営業権である。

この差異分析に加えて、会計基準の差異が収益性に及ぼす影響については、IFRSs による純利益が U.S. GAAP による場合よりも高い収益性があることを明らかにした。また、純利益の調整表が、株価や株式リターンを説明する価値関連性があることも示している。

このような調整項目の符号や大きさに基づいた調整表の説明力ないし価値関連性に関する従来の研究でのサンプルとは違って、U.S. GAAP に準拠する外国民間発行体をも含む、すべての Form 20-F の届出者を対象とした調整表の研究成果がある。Plumlee and Plumlee [2007] の研究がそれであり、当該研究はアメリカの投資家にとっての調整表の価値関連性に限らず、U.S. GAAP の品質とアメリカの投資家による会計基準の選好問題に関する成果を明らかにしたのもでもある。

Plumlee and Plumlee [2007] は、2002 年 1 月から 2006 年 12 月の間に届け出られたすべての Form 20-F を、その準拠基準に基づいて U.S. GAAP, IFRSs およびその他の会計基準の 3 グループに分類したうえで、準拠基準ごとの利益公表日前後の (リターンではなく) 取引量の反応などについて分析を行った。その結果、会計基準の国際的収斂が展開されているとはいえ、IFRSs と U.S. GAAP には重大な差異があり、アメリカの投資家は投資意思決定の際に、IFRSs よりもアメリカの市場でもっとも親しみのある U.S. GAAP による情報を選好することを明らかにした。つまり、アメリカの投資家による Form 20-F の調整表情報の利用を示唆するものであり、IFRSs は U.S. GAAP を代替しうるものではないことを物語る研究成果

のひとつとなる。

6. アメリカの IFRSs の受け入れを巡る今後の課題

アメリカ資本市場の競争力の維持・向上の提言の実効性に結び付く最近の研究成果を通じて、調整表作成・開示要件という規制コストを凌駕するアメリカ資本市場への上場ベネフィットが見出され、U.S. GAAP と IFRSs に依然としてかなりの差異が存在し、アメリカ資本市場では U.S. GAAP が選好され、しかも調整表がアメリカの投資家にベネフィットをもたらすものと理解できる。現段階で外国民間発行体に IFRSs の受け入れを容認し、その際に調整表作成・開示要件を撤廃することは、会計情報の同等性や比較可能性を希薄化する効果しかなく、時期尚早ということになりうる⁵⁾。時期尚早な調整表作成・開示要件の撤廃は、アメリカの投資家に理解可能性を高める追加的コストを別途もたらす余地もある。

現に、2007年10月24日に開催されたアメリカ上院議会の銀行住宅都市問題委員会・証券保険投資小委員会 (Subcommittee on Securities, Insurance, and Investment of U.S. Senate Banking, Housing and Urban Affairs Committee) での公聴会 (「国際会計基準：機会、挑戦および国際的収斂の諸問題」) のパネル2の参考人証言は、アメリカ公認会計士協会 (AICPA) の Landes 副会

長の証言を除いて、いずれも時期尚早論であったことは興味深い (Ciesielski [2007], Yohn [2007], Turner [2007])⁶⁾。つまり、投資家とアナリスト、研究者および元 SEC 主任会計士の立場から、SEC の重要性規準に照らした U.S. GAAP と IFRSs の差異の重要性、調整表情報の価値関連性と会計基準の品質問題および IASB の独立性問題などを理由に、調整表作成・開示要件の撤廃案を盛り込んだ SEC [2007 c] は、現段階では受け入れ不能の姿勢を貫いている。

しかし、結果的に、本稿冒頭に示したように、SEC は基本的にこの時期尚早論を退ける決定をした。SEC [2007 d] を通じて、アメリカの発行体にも「IASB による英語版 IFRSs」の受け入れを容認するか否かに議論がシフトし、SEC の 2008 年の協議事項となっている。

外国民間発行体に対する調整表作成・開示要件の撤廃は、「IASB による英語版 IFRSs」に準拠した場合に限られる。U.S. GAAP や「IASB による英語版 IFRSs」以外の会計基準に準拠した場合は、引き続き調整表作成・開示要件が課されるが、アメリカの「ダブル GAAP システム」確立の素地ができていま、アメリカの投資家をはじめ、発行体、会計監査人だけではなく大学などの教育機関においても「IASB による英語版 IFRSs」の教育問題を解決しなければならない⁷⁾。教育システムは教育者の確保と財政問題

⁵⁾ もっとも、いかなる研究成果を理論武装の手段とするかにより、IFRSs の受け入れや調整表作成・開示要件の撤廃についての主張は当然にして変わりうることは留意すべきである。

⁶⁾ 公聴会のパネル1の参考人は、Tweedie 議長 (IASB)、Herz 議長 (FASB)、Hewitt 主任会計士 (SEC) および White 企業財務局長 (SEC) であった。

⁷⁾ アメリカ資本市場の競争力維持・向上のための提言を行なったという意味で、上述の3報告書に加えて第四の報告書として位置づけられる Financial Service Roundtable [2007] でも、会計基準の国際的収斂や IFRS の受け入れなどを勧告する一方、IFRSs 教育のための経過期間の必要性を勧告している (勧告 64)。

を伴うため一朝一夕には構築できず、またその教育効果の即効性を期待できないが、会計基準の国際的収斂活動の展開のなかでの必然的な問題であり、解決すべき課題のひとつである。

【参考文献】

- Ciesielski, J. [2007], Testimony before Subcommittee on Securities, Insurance, and Investment, the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of the U.S. Senate, International Accounting Standards: Opportunities, Challenges and Global Convergence Issues, October 24, 2007.
- Committee on Capital Markets Regulation [2006], Interim Report of the Committee on Capital Markets Regulation, November 30, 2006.
- Doidge, C., G. A. Karolyi, and R. M. Stulz [2007], Has New York Become Less Competitive in Global Market? : Evaluating Foreign Listing Choices over Time, Working paper of Ohio State University and European Corporate Governance Institute.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2002], Memorandum of Understanding—"The Norwalk Agreement", October 29, 2002.
- FASB [2006], A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006-2008 : Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB, February 27, 2006.
- Financial Service Roundtable [2007], The Blueprint for U.S. Financial Competitiveness, November 7, 2007.
- Henry, E., S. Lin, and Y-W. Yang [2007], The European-U.S. GAAP Gap : Amount, type, homogeneity, and value relevance of IFRS to U.S. GAAP Form 20-F reconciliations, Working paper of University of Miami and Florida International University.
- Lang, M., J. S. Raedy, and M. H. Yetman [2003], How Representative Are Firms That Are Cross-Listed in the United States? An Analysis of Accounting Quality, *Journal of Accounting Research*, Vol. 41 No. 2, May 2003.
- Lins, K. V., D. Strickland, and M. Zenner [2005], Do Non-U.S. Firms Issue Equity on U. S. Stock Exchange to Relax Capital Constraints?, *Journal of Financial and Quantitative Analysis*, Vol. 40 No. 1, March 2005.
- Nicolaisen, D. T. [2005], A Securities Regulator Looks at Convergence, *Northwestern Journal of International Law & amp ; Business*, Vol. 25 No. 3, Spring 2005.
- Plumlee, M. and D. Plumlee [2007], 20-F Filers and SEC Proposed Changes : Some Evidence of a US Home GAAP Preference, Working paper of University of Utah, September 2007.
- Schumer, C. E. and M. R. Bloomberg [2007], McKinsey Report : Sustaining New York's and the US's Global Financial Services Leadership, United States Senate and the City of New York, January 22, 2007.
- Securities and Exchange Commission (SEC) [2000], Release Nos. 33-7801 ; 34-42430 ; International Series Release No. 1215, File No. S7-04-00, International Accounting Standards, February 2000.
- SEC [2006], Press Release : SEC and CESR Launch Work Plan Focused on Financial Reporting—Developing Cross Atlantic Financial Markets, <http://www.sec.gov/news/press/2006/2006-130.htm>, August 2, 2006.
- SEC [2007a], Transcript of Roundtable on International Financial Reporting Standards Roadmap, March 6, 2007.
- SEC [2007b], Press Release : SEC Announces Next Steps Relating to International Financial Reporting Standards, <http://www.sec.gov/news/press/2007/2007-72.htm>, April 24, 2007.
- SEC [2007c], Release Nos. 33-8818 ; 34-55998 ; International Series Release No.1302 ; File No. S7-13-07, Acceptance From Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards Without Reconciliation to U.S. GAAP ; Proposed Rule, *Federal Register*, Vol. 72 No. 132, July 11, 2007.
- SEC [2007d], Release Nos. 33-8831 ; 34-56217 ; IC-27924 ; File No. S7-20-07, Concept Release on Allowing U.S. Issuers To Prepare Financial Statements in Accordance With International

- Financial Reporting Standards ; Proposed Rule, *Federal Register*, Vol. 72 No. 156, August 14, 2007.
- SEC [2007e], Transcript of Roundtable on IFRS in the U.S. Markets, December 13, 2007.
- SEC [2007f], Transcript of Roundtable on Practical Issues Surrounding the Use of IFRS in the U.S. in Recent Years, and Its Potential Expanded Use in Future Years, December 17, 2007.
- SEC [2008], Release Nos. 33-8879 ; 34-57026 ; International Series Release No. 1306 ; File No. S7-13-07, Acceptance From Foreign Private Issuers of Financial Statements Prepared in Accordance With International Financial Reporting Standards Without Reconciliation to U.S. GAAP ; Final Rule, *Federal Register*, Vol. 73 No. 3, January 4, 2008.
- Turner, L. E. [2007], Testimony before Subcommittee on Securities, Insurance, and Investment, the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of the U.S. Senate, International Accounting Standards : Opportunities, Challenges and Global Convergence Issues, October 24, 2007.
- U.S. Chamber of Commerce [2007], Commission on the Regulation of U.S. Capital Markets in the 21st Century, Report and Recommendations, An Independent, Bipartisan Commission Established by the U.S. Chamber of Commerce, March 2007.
- Whitehouse [2007], Framework for Advancing Transatlantic Economic Integration Between the United States of America and the European Union, Office of the Press Secretary, <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/04/print/20070430-4/html>, April 30, 2007.
- Yohn, T. L. [2007], Testimony before Subcommittee on Securities, Insurance, and Investment, the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of the U.S. Senate, International Accounting Standards : Opportunities, Challenges and Global Convergence Issues, October 24, 2007.
- 杉本徳栄 [2001], 「SECによるIASCコア・スタンダード・プロジェクトの評価(1)・(2・完)」, 『企業会計』第53巻第2号, 2001年2月, 第53巻第3号, 2001年3月。
- 杉本徳栄 [2006], 『国際会計』同文館出版。
- 杉本徳栄 [2007], 「SECによる会計基準の収斂と米国-EUサミットの役割」, 『産業経理』第67巻第3号, 2007年10月。
- 日本経済新聞 [2007], 「NY市場 復権への英知」, 2007年10月22日付朝刊。
- 【付記】本稿は, 2007年度科学研究費補助金(基盤研究(C))および財団法人石井記念証券研究振興財団による研究成果の一部である。